

平成26年度第2回大分市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時 :平成26年 7月31日(木) 13時30分～15時40分

2. 場所 :ホルトホール大分 2階 セミナールーム

3. 出席委員 :

村嶋幸代委員(会長)、古賀精二委員(副会長)、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、

安藤昭和委員、大津康司委員、田口敦久委員、瀧野二三世委員、鹿島秀和委員、

長田教雄委員、中野典子委員、猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4. 議事 :

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) 教育・保育の確保方策について
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の確保体制について
- (4) 「すくすく大分っ子プラン」について
- (5) その他

5. 議事の概要 :

- ・ 前回の各委員から質問や意見についての説明
- ・ 教育・保育の確保方策について説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ すくすく大分っ子プランについての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 今後の事業計画の検討スケジュールについて説明を行った。

6. 会議の経過 :

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから、「平成26年度第2回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。まず、本日の出席者についてですが、ご都合により定宗委員、池田委員が欠席となります。

現在、全委員19名中17名のご出席をいただいております。大分市子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、委員さんの交代がありますのでお知らせいたします。大分市PTA連合会副会長 遠藤 直美 様から、大分市PTA連合会副会長 中野 典子 様に交代いたしますのでご紹介します。なお、委嘱状につきましては、お手元に置かせていただいておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。まず、事前に郵送してお渡ししました資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

前回の会議から、日にちが経過をしておりますので、本日の会議が事業計画の検討スケジュールの全体の中でどのような位置づけかについて参考資料に基づいて説明をさせていただきます。

図の中段に量の見込みという項目が2つありますが、25年度第5回会議では教育保育を、26年度第1回会議では地域子ども・子育て支援事業をご審議いただきました。それを受けまして、本日は量の見込みに対する確保方策をご審議いただきたいと考えております。

この後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントを行い、第3回会議では事業計画案を取りまとめさせていただき、27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

では、本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。

村嶋会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(村嶋会長あいさつ)

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので、静粛に傍聴をお願いします。なお、議事進行の妨害となる行為等がある場合には退場していただくことがありますので、念のため申し上げます。

それでは議事に入ります。

(会 長)

はじめの議事は、平成26年度第1回会議の議事内容の確認としまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1の「平成26年度 第1回大分市子ども・子育て会議」で出された主な意見をご覧ください。

前回の会議では、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて」ご議論をいただきました。

委員の皆様からの質問やご意見を1ページから4ページにかけて記載しております。

主な意見といたしましては、幼稚園の一時預かり事業について、保護者のニーズに応えるために、公立幼稚園における預かり保育実施上の課題等を検討するとともに、預かる側の保育士等の勤務体制も整備する必要があるというご意見がございました。

また、新制度が始まるにあたり、保護者にとっては、公立もあれば私立もあり、保育所も幼稚園もあるというように選択できる体制のあることが重要であるというご意見がございました。

次に、4ページに児童育成クラブについてのご意見をまとめております。

主なご意見としましては、障害のある児童のいるクラブへの支援のため、学校を始めとして、教育委員会と連携する必要があるというご意見がございました。

5ページでは、2つ目の議事でありました「すくすく大分っ子プランについて」についての主な意見をまとめております。

主な意見としましては、待機児童の解消に関し、目標とする数値や時期についての確認がございましたので、本市としましては、待機児童の解消時期を平成29年度末を目標に事業計画を策定することをお答えさせていただきました。

また、全体を通して、新制度の財源や広報の手段についてのご質問とあわせ、計画遂行のために、関係課が一層の連携を深めるとともに、必要な予算確保に向けた努力をするよう、ご意見をいただきました。

(会 長)

ただいま事務局から説明がありました。前回の各委員からの質問や意見について、何かご意見・ご質問はございませんか。

(委 員)

特別支援の子ども達についてです。新しい制度に基づいて、県などでは特別支援に対する加配のあり方として診断書を提出することによって加配基準があるのですが、新しい制度に基づいてはどのような基準があるのか、また、これまでの保育園ではどのような基準で加配の設定をしていたのですか。

(事務局)

障がいのあるお子さんへの加配の質問ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

障がいとはグレーゾーンも含めて考えていただきたい。

(事務局)

グレーゾーンにつきましては難しいところがあります。保育所等でお預かりする場合には、大分市におきまして補助金の制度がございます。これについては、新制度以降につきまして今後検討してまいりたいと考えております。と言いますのが、子ども・子育て支援新制度の保育所や幼稚園の運営費の中には、養育支援、障がいのあるお子さんを預かった場合の加算というものが国の価格の中に含まれておりますことから、現在は大分市で単費で行っている部分でございますが、今後、大分市として支出していくかどうかを検討していきたいと考えております。

(委 員)

公立幼稚園に関する意見がたくさん出ているように思います。

今回の、この前回の会議で出された意見というのは今後どのような取り扱いがさせるのでしょうか。

(事務局)

前回、市立幼稚園に関して多くの意見が出たと思いますが、公立の幼稚園につきましては、全国的に中核市の中で、1市だけ、この制度の関連とは別に全園廃園する市もありますが、大分市も含めたそれ以外の市では新制度に乗って利用者負担が応能負担となるような幼稚園にしていきたいと考えております。そしてご指摘をいただいた点につきましても、新制度に乗る中で今後検討を深めていくつもりです。

(会 長)

そうしますと、市立幼稚園に関しても、一時預かりを拡充していくということと、それに対して利用に対しては負担を求めるということの2点ということで解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

それらも含めて、大分市の幼稚園として検討すべき課題であろうと認識しております。

(会 長)

ありがとうございます。

大分市の幼稚園に関して、子ども・子育て新計画で行うのか、それとも教育委員会という枠の中で行うのが良くわからないのですが、そこはいかがですか。

(事務局)

新制度の中で、教育委員会としては、市立幼稚園を教育的観点からどのようにしていくのか、また、幼稚園設置・廃止等、教育委員会において検討すべき内容については教育委員会で取り組んでまいります。大分市の大きな方針につきましては、関係部局と一緒になって教育委員会としても考えてまいりますと思います。

(会長)

明確に答えていただき、ありがとうございます。

子ども・子育て新制度の中で大枠は検討するけれども、教育委員会のものは教育委員会として全体の方針のもと行っていくということで理解しました。

他に資料①に関して質問や意見はございませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

それでは続きまして議題②に移ります。事務局は説明をお願いします。

(事務局)

「(資料2)教育・保育の確保方策について」をご用意ください。

3月27日に開催いたしました大分市子ども・子育て会議において、潜在ニーズを含めた教育・保育の量の見込みを示したところでございますが、今回の会議においては、その確保方策について説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

定員を確保するための方策についてですが、「教育・保育の量の見込みに関する基本的な考え方」として、現在、認定こども園や幼稚園、保育所等を利用している児童に加え、昨年11月に実施したアンケート調査結果に基づく潜在ニーズから算出しております。定員が不足する地域においては、設置認可や定員拡大が必要となりますが、今後、具体的にどのように整備を進めていくかを赤枠に示しております。

(1)私立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合は、現在、3歳から5歳を対象に「教育」を提供していますが、認定こども園に移行して「保育」も併せて提供することにより定員を確保することができます。

一方、保育所については、(2)になりますが、現在「保育」を提供していますが、認定こども園への移行により、「教育」も併せて提供することで定員を確保することができます。

(3)では、現在の幼稚園や保育所においては、基準の範囲内で、定員を超えて受け入れている施設がありますが、その定員を適切に設定することにより定員増につなげていく。

(4)では、これまでも待機児童の解消策として実施してまいりましたが、増築や建替えを行うことで定員を確保する。

(5)(6)では、現在、認可外保育施設を運営している事業者や、これから参入する新規事業者が、認定こども園や保育所等の基準を満たした上で、設置認可し、定員を確保していきたいと考えております。この(5)と(6)については、事業者の意向がありますので、募集を行い、設置認可を行います。

次の2ページをご覧ください。

確保が必要な定員数についてですが、右側の〈参考〉に記載している就学前児童の人口推計によりますと、27年度以降は減少することが見込まれております。この「教育・保育の確保方策」や、後ほど説明いたします「地域子ども・子育て支援事業の確保方策」の一部は、この人口推計に基づいて算出することとなります。

次に左側の表をご覧ください。各年度における「量の見込み」と「確保が必要な定員数」を記載しております。人口推計に基づいているため、各年度の数値が減少しております。

表の下の水色の枠内をご覧ください。26年7月に既存の私立幼稚園と保育所に対して、新制度における意向調査を実施し、認定こども園への移行や定員設定等の見込みを把握しました。先ほど1ページで説明しました(1)から(3)の要因により定員が変更され、その意向調査結果に基づいて「確保が必要な定員数」を再計算しますと、27年度時点においては、25年度第5回の子ども・子育て会議でお示しました3,414人が、3,218人と算出されます。

しかしながら、一番下の項目になりますが、27年度の量の見込み3,218人という数値を整備することにな

れば、待機児童の解消を目指す29年度には、供給過剰となりますことから、29年度の量の見込みである3,086人を計画で定めていきたいと考えております。

次の3ページをご覧ください。

事業計画においては、29年度までの3年間、年度ごとで、どのくらい定員を拡大していくかという「定員拡大数」を定めることとなります。「保育の必要性」が高いと判断される児童を約2,400人と見込み、27年度、28年度の2年間において重点的に整備してまいりたいと考えております。

また、下の赤枠の2つめの丸になりますが、施設の設置認可や定員拡大については、教育・保育を提供する事業者の協力が不可欠であり、施設整備や人員の配置に一定の期間が必要であることから、2年間で重点としております。

各年度における定員拡大数については、上段の表に示すとおり、27年度から1,200、1,200、686の合計3,086人と定めてまいりたいと考えております。

右側の〈参考〉としている「就学前児童数及び教育・保育利用率」をご覧ください。棒グラフは「就学前児童数」を表し、折れ線グラフは「教育・保育利用率」を表しております。左側の表の27年度から29年度までの定員拡大数を反映させますと、29年度においては、大分市の就学前児童のうち、約8割が教育や保育を提供できる体制が整います。

次の4ページをご覧ください。

地区公民館区域における、確保が必要な定員数を一覧にしております。表の右下に「確保が必要な定員数」として3,086人、また、その右側に27年度から29年度までの3年間で整備する定員を記載しております。

表の上段に項目がございますが、①量の見込みについては教育・保育の「需要」に該当し、②と③の施設については「供給」となります。その差が、「不足する定員数」として、今後定員を確保していくこととなります。

各区域の「確保が必要な定員数」は、「不足する定員数」で按分した数値となっており、需要が供給を上回る場合には原則認可し、定員を増やしていくこととなります。

今後、認可や定員拡大を進めていく際には、1ページで説明をいたしました手法により定員を確保していきたいと考えております。

(会 長)

今の説明に関して、質問や意見等はございませんでしょうか。

(委 員)

1ページ目の(3)幼稚園や保育所の定員の適正化のところです。「幼稚園」というのは、公立幼稚園、私立幼稚園のどちらも含んでいるのでしょうか。そして、適切な定員を設定というのは、今回の認定こども園の認可については県の認可、幼保連携型は市になると思いますが、その場合、適正な定員の確保の設定につきまして、県と大分市との協議の中で数字が決まっていくのかの2点お伺いしたい。

(会 長)

県といいますと

(委 員)

大分県のこども子育て支援課です。

(事務局)

幼稚園につきましては、県の所管となりますので、こども子育て支援課の方で定員設定の手続きが必要となります。保育所の場合は大分市の管轄となりますので大分市での手続きが必要となってきます。その連携も含めて説明させていただきたいと思っております。

幼稚園につきましては、市立幼稚園の場合は、定員の範囲内で児童の受け入れをしておりますが、私立幼稚園の一部については、定員を超えて受け入れをしている園もございます。幼稚園の場合では、事業者の協力のもと県と連携しながら定員設定を引き上げ、保育園につきましては、大分市と各施設との間で協議をしながら定員を引き上げていきたいと考えております。

(会 長)

他にいかがでしょうか。

(会 長)

2ページ目の就学前児童数の推計ですが、大分市に流入する子ども達については考えておりますでしょうか。このところ都市部への人口移動が多いことから、大分市以外の市町村からの若者の流入に伴う就学前児童数の増加などはどのくらい見込まれていて、この数値はこれで大丈夫といえる数値なのでしょうか。

(事務局)

人口推計につきましては、国勢調査に基づきまして推計値を算出しております。この中には自然増、社会増が含まれていますので、転入・転出・出生等は加味されております。

(会 長)

ありがとうございます。

それから、2ページ目の「待機児童の解消を目指す期間」の中の3,218人という数と、「定員の確保」とはどのような関係があるのでしょうか。

(事務局)

2ページ目の左側をご覧ください。「量の見込み」と「確保が必要な定員数」がありますが、先ほど人口が減少していくということでお示しいたしましたが、27年度時点で見ますと就学前児童の人口推計25,931人とあり、それに対して教育・保育を希望する潜在ニーズがどのくらいあるのかを示したのが19,350人でございます。その19,350人という数字を踏まえ、現行の確保数からどのくらい増やさないといけないのかを示したのが「確保が必要な定員数」であります。次に28年度を見ますと、就学前児童数の人口推計は25,363人であり、それに対して教育・保育の潜在ニーズが19,260人となり、確保が必要な足りない部分が3,151人となります。このように各年度ごとの人口変動に連動しており、「確保が必要な定員数」が決められています。その中で29年度の確保が必要な定員数3,086人というのは、就学前児童数の推計値である24,861人に対して必要な定員数であると考えていただければと思います。

(委 員)

29年度までの計画なので、その説明がわからない訳ではないのですが、そうすると、途中の27年度と28年度については保育所等に入れない子どもたちがいるということになります。その場合は、現行のように定員以上の受け入れを認めるということよろしいでしょうか。

(事務局)

新制度になりますと定員の範囲内で子ども達を受け入れていくというのが原則となります。ただ、年度途中で教育・保育を希望される方は増えてくると予想されますので、年度途中での保育園での受け入れは行っていくと思われまます。

(委 員)

この3,218人や、3,086人などの数字は年度途中の受け入れも考えている数字ですか。

(事務局)

4月1日時点の定員設定で、3,086人分が足りないということである。定員を超えて受け入れをしていくことになる、3,086人以上の受け入れ体制が整うと考えております。

(会 長)

素人感覚からしますと、29年に待機児童が無くなるということは、それまでの27年度や28年度は大幅に不足しているということで、困るお子さんや家族の方が増えるということになりますね。それを定員の弾力的な運

用は行わず、そのままにしておくのかというのは当然疑問に思います。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

27年度以降、3年をかけて整備をしていきますが、実際にお申し込みをいただいている方については定員を超えて受け入れをしていきたいと考えております。

(会長)

定員を超えて受け入れをするといった場合、具体的に待機児童というのはどのくらいいて、どのくらい困るといのは感覚としてわかるのでしょうか。これで待機児童の解消を図るとしても、27年度は確保が必要な定員数が3,218人いて、定員拡大数は1,200人となっており、残りの2,000人を各保育所のプラスのセンシティブで受け入れていくというのは可能なのでしょうか。

(事務局)

現在の保育所の運営の中で申し上げますと、年度末において保育所に申し込みをされていて、入所できていない方が平均1,400人程度で推移しております。この1,400人の方が潜在ニーズの中でも強く入所を希望されている方という感覚を持っています。平成27年度に1,400人分拡大することで、現在お申し込みをされている方については初年度で解消されるのではないかと考えております。しかしながら、今回、保育の必要性については、要件が変化することから潜在ニーズは私どもも把握が困難な部分がございますので、これから新制度移行後に多くの申し込みがありましたら現行と変わらない可能性もございます。

(委員)

申込者が1,400人というのを見越して、1,200人という数字を挙げていると思うのですが、その中で実は、認可に入れないので認可外に入っていたりするような家庭もあるのではないかと思います。一時的に凌いでいる方もおられるし、それから年度途中の6月に保育士が誰かいないのかと頻りに連絡がございます。そのように連絡してくるところから多く受け入れを行っているのかなと思います。結局、移行期のような状態があると思います。現在、多少定員を超過して受け入れないといけないような施設では、定員の適正化という新制度の中で柔軟的に対処できるのかどうか疑問です。

(事務局)

適正定員を超過した部分に対する弾力化について、新制度以降に適用してよいのかという質問ですが、子ども・子育て支援法の中で、原則として認可定員の範囲内でお子さんを預かるように定められております。ただし、その中には但し書きがあり、年度途中につきましては保育の需要に対応するために定員の弾力化を行える規定がございます。大分市としては但し書き規定を使うなかで定員の弾力化を行い対処していきたいと考えております。

(会長)

ただですね、私どもの大学で、例えば育休を取ったが保育園に入れず仕方なく育休を伸ばさざるを得ない教員がいるんですね。認可外に入れればまだいいのですが、4月の時点で入れなければその間伸ばさないといけないということになるので、ぜひ定員の確保に関しては3,200人に対して1,200人と2,000人も少ない訳ですから何とかならないのかなと思います。

(事務局)

27年度に1,200人、28年度に1,200人、そして29年度に686人というように定員を拡大していきますし、保育所では随時入所となっております。その中で弾力的に扱い、定員を超えて運用させていただきたいと考えております。私どもも施設整備が早めに完成すれば、当月の初日から子ども達を預かるという姿勢で行ってまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

年度途中でも施設の増加に伴って弾力的に運用するという説明でした。

(委員)

待機児童の解消として、できるだけ多くの人数を受け入れ、施設を拡大し定員を整えるということで数字の上ではいいと思うのですが、そのために職員をどのように採用していくのかということをお考えですと、一度にその人数に対応する職員を揃えるのは現行でも非常に苦労しております。確かに待機児童解消の人数の目標というのは立てることができると思いますが、働く人員をどのように確保していくのかということも考えていただけたらありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。
他にご質問等ございますか。

(委員)

1ページ目の具体的な手法のところですが、認定こども園とは4つの類型があると思うのですが、大分市では会議の中で幼保連携型認定こども園の収束を図っていくということでした。この計画では最初から幼保連携型保育園を前提に話しておりますが、他の3類型は全く考えないで進めていくということでしょうか。

(事務局)

認定こども園には幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4つの類型がございます。大分市としては、幼保連携型認定こども園への移行が望ましいと考えておりますので、現時点では幼保連携型認定こども園への移行と考えております。事業計画案であります「すくすく大分っ子プラン」の中で、認定こども園の考え方が一部記載されておりますが、幼保連携型認定こども園だけでなく、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園等においても教育・保育の提供はできますので、協力をいただきながら定員を確保していきたいと思っております。

(会長)

では、議題2に関しましては3点くらいに集約させていただきます。

(委員)

一言よろしいでしょうか。

県に尋ねると市では公立幼稚園に対する考え方が全く進んでいないそうです。この会議でも、公立幼稚園の今後のあり方をきちんと出していかないと、待機児童の問題を解消する際に県の認可でいきますと市独自の認可はできないのではないかと思います。幼稚園に対する今後の考え方を聞かせていただきたい。

(事務局)

大分市の公立幼稚園は現在28園ございます。先ほども申し上げましたように新制度に移行してまいりたいと考えております。また、市立幼稚園の今後のあり方に関しましても、市立幼稚園の役割、例えば教育・研究への情報提供、特別支援を要する子どもへの教育などを第一に考えていく、そして27年度に向けて私立幼稚園さんなどが認定こども園への移行を検討されていると思います。そのような状況を考えながら、今後、大分市全体として、市立幼稚園を廃園したり、休園、設置するのは教育委員会の責務でありますから総合的に検討していきたいと考えております。

(委員)

それは県との協議の中で行っていくということですか。

(事務局)

市立幼稚園の廃園、休園、設置は大分市の教育委員会の責務だと思っております。しかし私立幼稚園との関係では、私立幼稚園への責務・権限等は県にあります。

(委員)

私立幼稚園というのが県の所管となり、市立幼稚園の廃園、休園、設置は市が独自でできるということですね。なので、定員確保の問題等を行っていく中では県と市の間で協力等があると思いますが、大分市が中核市になったということで権限の移譲などはまだ無いということですね。

(事務局)

市立幼稚園の設置は大分市幼稚園条例に基づき大分市が建てたものです。中核市であろうとなかろうと、市の幼稚園ですので、廃園、休園等は市で行えます。

(委員)

量の見込みの考え方の中で3,086人という数字が出ていますが、国の方針の中で市町村の枠を超えた調整、量の見込みを考えなさいというのがあるのですが、具体的に申し上げますと別府市に住んでおられる方で勤務地が大分市と仮定し、別府市では子どもを預けられないので大分市で預けたい場合など、特に隣接市との調整を図って量の見込みを出してくださいとの方針があるのですが、このような考え方を踏まえて算出されているのでしょうか。

(会長)

先ほどの人口流入のこととも関ると思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

29年度の3,086人という数字については、大分市の人口をもとに算出した数字であります。そのため市外に在住の方が大分市内の保育園等を希望される場合というのは、この数の中には含まれておりません。他の市での利用人数の情報を県からいただく中で加味していきたいと考えております。

(会長)

東京の場合などはラッシュ・アワーがありますので、子どもを遠くまで連れて行くというのは難しいのですが、大分県の場合は車通勤なども多いので連れて行きたいという要望も多いのではないかと思います。

本当に3,086人という数字でいいのか疑問ではありますが。弾力的な運用を図るということは何らかの形で反映させていただけたらと思います。

では、議題2はこれで終わります。次に議題3についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3「地域子ども・子育て支援事業の確保方策について」をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策の検討過程を記載しております。a 妊婦健康診査事業からk地域子育て支援拠点事業まで点線で囲っている11事業につきまして、平成26年度第1回子ども・子育て会議で「量の見込み」及び「確保に向けての対応策」をご審議していただきました。それを受けまして、本日の会議では、まず、1の各事業の区域設定と合わせて、2の事業の「量の見込み」に対する確保数を説明させていただき、ご審議をお願いしたいと考えております。

では、1ページをご覧ください。

1点目の各事業の区域設定についてでございますが、e延長保育事業は教育・保育施設に通所する児童を対象としますことから「地区公民館区域」でi放課後児童育成クラブは運営されていることから「小学校区域」で、a 妊婦健康診査事業他8事業は「市全域」と設定し、事業ごとの設定の考え方は右の欄に掲載させていただいております。

2ページをご覧ください。

2点目の、地域子ども・子育て支援事業aからKの「量の見込み」に対する「確保数」を2ページから13ページまで順次掲載しております。26年度第1回会議資料2の「量の見込み」及び「確保に向けての対応策」から内容の変更が生じた箇所にはア

ンダーラインを引いております。この変更箇所と確保方策を中心に説明いたします。

まず、a 妊婦健康診査事業は、妊婦期間中を健やかに過ごし、安全に出産を迎えていただくための一助として、妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する事業であります。

「量の見込み」では、妊婦1人当たりの平均健診回数は11.4回(平成24年実績)から11.6回(平成24から25年の実績の平均)に変更しております。

平成27年度の確保数59,192件は、破線で囲んでいる計算式のとおり、流産、死産や中絶により出産にいたらないケースもあることから、推計出産数4,023人に出産数に対する妊婦割合1.051と全健診回数14回を乗じて得た数値で量の見込みに対する確保数として設定いたします。

3ページをご覧ください。

次に、b の乳児家庭全戸訪問事業についてでございます。

本事業は、子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。

第1回会議の「量の見込み」では訪問件数は人口推計に訪問率を乗じて算出していましたが、国のガイドラインでは4ヶ月以内の訪問が不可能と思われる家庭を全体から差し引いて良いとの見解が示されていることから、量の見込みについては対象家庭を見直し、訪問率を100%に変更し算出しました。その数を確保数として設定いたします。

確保に向けての対応策は、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど継続的な支援に努めます。

4ページをご覧ください。

c の利用者支援事業は、利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行うもので、本市では量の見込みと同数を確保数として設定し、3ヶ所の子ども家庭支援センターで実施するものとします。来年4月の新制度スタートに向け、今年度から職員の研修に努めます。

5ページをご覧ください。

d の一時預かり事業【①保育所における一時預かり(一般型)】は、家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所、認定こども園で預かる事業であります。

27年度の確保数19,520人は、破線で囲んでいる計算式のとおり、一時預かり実施園を10カ所から1カ所増やし、一日当たりの最大受入定員を75人から80人とし、年間開所日数244日を乗じ算定した数値であります。そして28年度は1カ所5人、29年度は1カ所6人の受入定員をそれぞれ増やし、量の見込みに対する確保数として設定いたします。ちなみに本事業は実績に対し国から交付金が交付されるものであります。

6ページをご覧ください。

d の一時預かり事業【②幼稚園における一時預かり(幼稚園型)】は、幼稚園において教育時間の前後や長期休暇等に主に園児を対象に預かるものであります。

27年度の確保数118,940人については、破線で囲んでいる計算式のとおり、幼稚園への意向調査の結果と幼保連携型認定こども園へ移行する私立幼稚園が一時預かりを実施する場合には年間の開所日数300日(日曜・祝祭日を除いた日数)となっておりますことから140人に300日を乗じた42,000人と、幼稚園型認定こども園や施設型給付に移行する幼稚園の場合、年間開所日数180日(日曜祝祭日、長期休暇を除いた日数)となっておりますので433人に180日を乗じた77,940人を合わせました数でございます。

27年度当初から満たされている状況でありますので、量の見込みに対して119,940人を確保数として設定いたします。

確保の向けの対応策については、現在、幼稚園は在園する園児を対象に預かり保育を実施していますが、今後認定こども園へ移行することにより、幼稚園の預かり保育の利用者は減少することが予想されます。私立幼稚園においては、新制度における移行形態により、現在の預かり保育を継続するか、一時預かり事業(幼稚園型)として継続して実施することになります。

また正誤表にありますが、「また、市立幼稚園については、平成28年度までに全園で週2回以上実施するよう預かり保育を拡大していきます。」公立幼稚園の部分の考え方でこの確保数とは直接関係がございません

ので削除願います。

7ページをご覧ください。

eの延長保育事業では、保護者の就労状況等により、認定こども園、保育所等で通常の保育時間を延長して保育を行うもので、対象は通園している児童であります。

27年度の確保数7,681人は通常保育の入所児童について、希望すれば、必要に応じ延長保育を受けられるため、既存の延長保育実施園の通常保育の定員(6,589人)に開所予定の実施園の定員(1,092人)を加えて算定した数値であります。27年度当初から満たされている状況でありますので、量の見込みに対して7,681人を確保数として設定いたします。

ちなみに、本事業は一時預かり事業と同様、実績に対し交付金が交付されるものであります。

8ページをご覧ください。

fの病児・病後児保育事業は、保護者の就労・傷病・冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設での一時的に預かる事業であります。

27年度の確保数15,582人は、破線で囲んでいる計算式のとおり、実施施設数を4カ所から1カ所5人の受入定員を増やし、一日当たり最大受入定員を48人から53人とし、年間開所日数294日を乗じ算定した数値であります。そして28年度1カ所5人の受入定員を増やし、量の見込みに対する確保数として設定いたします。ちなみに、本事業も実績に対し交付されるものであります。

9ページをご覧ください。

gの子育て短期支援事業は、保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かる事業であります。

アンケート調査により、希望する人がゼロに近く、量を見込めなかったため、過去の利用実績を参考に量を見込み、量の見込みと同数を確保数として設定いたします。確保に向けての対応策は、利用者のニーズを考慮するとともに、本事業を通して要保護児童等に対する支援を的確にできるように努めます。

10ページをご覧ください。

h子育てファミリー・サポート・センター事業は、保育所や放課後児童育成クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業であります。第1回会議の「量の見込み」では25年度実績と2倍の乖離がありましたことから、過去の実績から延べ活動件数を見込むことといたします。

量の見込みと同数を確保数として設定いたします。

確保に向けての対応策は、日程や希望内容のマッチングをスムーズに行うため、援助する会員の確保が必要であることから、市報等による会員募集を推進し、援助会員と両方会員の会員の増加を図ります。

11ページをご覧ください。

i放課後児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業であります。

本事業は、第1回会議でもご説明いたしましたが、2ヶ月ほど経過しておりますので再度ご説明いたします。

まず、「子ども子育て支援新制度施行に伴う定員の考え方について」でございます。現在、放課後児童育成クラブについては、国のガイドラインで、児童1人あたり1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとされているものの、具体的な基準は国・市ともに設けられておりません。

新制度が施行されますと、面積基準をはじめとする施設や運営に対する基準を、国の省令をベースに条例で定めることとされています。このため、施設の面積に応じたクラブの定員を設ける必要が生じてきます。

次に、「定員を確保するための方策について」でございます。定員が不足している校区について、「クラブ室の整備による定員拡大」および「民間活力の導入による定員拡大」の方策により、不足の解消について取り組んでまいります。全体的には、定員不足の多い校区については「クラブ室の整備」、定員の少ない校区やクラブ未設置校区については「民間活力の導入」の方策で対応してまいりたいと考えています。

次にアンケート調査および人口推計に基づく「量の見込み」については、平成26年度実績の2,801人に対して、平成27年度から3,604人、3,553人、3,461人、3,371人、3,278人と人口推計による児童数の

減少に応じて遞減してまいります。

表の中の「確保が必要な定員数」とは、表の下に記載しておりますが、面積基準が適用された場合、各年度の量の見込みに対して、既存施設における受入が困難な児童数いわゆる、定員不足数を示したもので、平成27年度は1,002人、翌年以降は964人、897人、828人となり、最終年度の平成31年度では、770人と推計されます。この31年度での不足が見込まれる770人について、本計画により定員拡大を図ってまいりたいと考えております。

既存施設の定員としては、平成25年度実績では3,120人、今年度末には3,312人の確保が見込まれておりますが、放課後児童育成クラブは、各校区での量の見込みに応じた提供体制が必要であるため、これに770人の定員を新たに拡充することで、平成31年度には4,082人の定員確保数を設定いたします。

12ページをご覧ください。

「j」 養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について支援する必要があると判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助または保健師等の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るものであります。

過去、3年間の最も利用実績が多かった回数390回を量の見込みとし、それと同数を確保数として設定いたします。

13ページをご覧ください。

「k」 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援室、こどもルーム）は、就学前の児童とその保護者の集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行うものであります。

量の見込みに対して、27年度の確保数は、こどもルーム300,000人に子育てサロンの25,000人を加えた325,000人として設定いたします。

利用実績からこどもルーム及び地域の子育てサロン等において、受入体制は整備されていると考えられますことから、今後はこどもルーム職員のスキルアップを図るなど地域子育て支援の拠点としての体制強化を図ります。

以上でございます。

（会 長）

ご質問等いかがでしょうか。

（委 員）

資料③の6ページになります。一時預かり事業のところ、今後この一時預かり事業を利用する人は増えると思いますが、私立幼稚園は県の管轄であり預かり事業に対して補助が出ております。今後このような預かり保育に対する補助のあり方について具体的なものがありましたら教えていただきたいと思っております。

（事務局）

預かり保育の補助額についてお答えいたします。現行の幼稚園で行なわれている幼稚園預かり保育については一時預かり事業として補助に該当してはくるのですが、国の方でどのような基準で運用するのが明確に示されておりません。補助額については国の予算編成過程の中で決定されると聞いておりますので、年末から年明けにかけて示されるのではないかと思います。

（事務局）

市立幼稚園の預かりについては、6ページの26年度の現状に書いてありますとおりでございます。今後もこのような形で継続してまいります。一時預かり事業も「幼稚園型」ということでスタートしますので、現状のままでもいいのかという検討も必要だと考えております。

（会 長）

預かる時間が市立幼稚園の場合だと1～2時間であり、あまり意味が無いように思えます。

他に意見等ございませんでしょうか。

(委員)

確認をさせていただきたいのですが、市立幼稚園の確保に向けての対応策ですが、この6ページは子ども・子育て支援事業の一時預かり事業のページ、つまり認定こども園の中にある幼稚園型の一時預かり事業のことですから市立幼稚園に関することは検討はするけれどもここに書くのは適切ではないのではないか思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

確かに事業という中で現在市立幼稚園は取り組んでおりません。あくまで、現状ということで掲載させていただきました。

(委員)

今後、量の受け入れに関して施設整備が待機児童解消に対しても、また児童育成クラブに対しても必要だと思いますが、市としての施設整備費補助はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

まず、保育所についての施設整備の補助に関してでございますが、子ども・子育て支援法の中で社会福祉法人が取り扱う施設整備に対しては引き続き児童福祉法の中で整備するための交付金を交付することになっております。具体的な内容につきましては国の方で議論しているところでございます。平成27年度以降の内容につきましては、今年の年末から年明けにかけての予算編成の中で出てくるものとなりますので詳細については現時点では分からないという回答になります。

(事務局)

育成クラブに関しましては、定員拡大を行うときに施設整備をしていきますが、大分市としては学校施設内に施設がありますので、学校との連携強化を図り、学校施設内の余裕教室の利用など教育委員会とも協議を重ねながら確保をしていきたいと考えております。また、新たな手法としまして、どうしても学校敷地内にて確保ができない場合は、まだ検討段階ではありますが民間の方の力を借りながら委託等の検討も行っていく必要があるのではないかと考えております。

(委員)

市立幼稚園の預かり保育についてですが、園児募集が2学期から始まりますので、制度が来年からスタートすることを考え、保育料も含めていつまでに園児募集に向けた方向性等の具体的な説明ができるようになるのか心配です。

児童育成クラブに関しては、保護者会等が行うものなども含めて検討をするのか教えていただきたい。

(事務局)

公立幼稚園では毎年11月1日から15日にかけて募集をさせていただいております。当然、募集をかけるにあたり、大分市の市報等で掲載を行い広く市民のみなさんに周知を図っているところでございます。大きく幼児教育の情勢が変化していく中で、幼稚園の役割の部分もしっかり考えながら検討してまいりたいと思います。

(事務局)

児童育成クラブに関してでございますが、狭間小学校の保護者会のみなさんが夏休みに限定して児童クラブを開設しております。期間としては盆と土日を除いて8月29日まででございます。パートタイムなどをされておりますと、長期休暇でない平日は放課後の子ども達が家に帰ってくる時間までには仕事から帰ってこれるけれども、長期休暇の夏休みなどは子ども達が家に1人であることとなります。そのため夏休みだけ入会したいという方もおられますので、そのようなところも十分に検討していかなければいけないと考えております。

(委員)

6ページの一時預かりの件ですが、市立幼稚園では預かり保育が月曜日から金曜日までの間に1~2回、1~2時間程度しかないのに、私立幼稚園では月曜日から金曜日は4時間程度もある。この違いはどうしてですか。

(事務局)

まず土曜日や長期休業中は市立幼稚園では休業日ということで行っておりません。また、市立幼稚園を選んで入っていただいた保護者の意見を聞きながら現在1～2回、1～2時間行っているところでございます。

(委員)

子ども・子育て支援に土日は関係ないし、時間もありません。なので市立幼稚園はもう少し考えた方がいいと思います。このページのように出せば、市立幼稚園ではこの程度しかできないとなり検討段階から消えています。

また民間の力を借りたいという事務局の考えも良くわかりません。
指定管理という制度もありますので、検討していくべきだと思います。

(会長)

今の意見は議事録にどのように反映されますでしょうか。

市立幼稚園と私立幼稚園では入るときの倍率も違います。そして、保護者が支払う料金も異なり、また市立の幼稚園には税金もかなり使われています。そうしたときに市立の幼稚園に入った人だけが延長を受けれるというのは大変不公平だと思います。それから税金が投入されていないのに土・日は開かないというのはいびり甘えているように思います。税金を投入して残っていく制度であるかどうかは考えていただきたいと思います。税金がどれくらい投入されていて、単価がいくらで、それに対して保護者がいくら払っているのか、そしてそれがどの程度格差があるのかなど、見合うくらいの働きがされているか厳しく問われているのではないかと思います。実際に利用される保護者の方など、他に意見等はありませんか。

(委員)

前回、日出町を例に出して意見を申し上げましたが、待機児童の観点から、有料であっても一時預かり事業を市立の幼稚園に導入していただければ、パートに出るなり働く選択肢が増えると思います。日出町の友人も夕方まで仕事をしながら子どもを預けておりました。日出町と大分市では環境も異なるとは思いますが、検討していただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。
それでは、次の議題に移りたいと思います。
事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元にお送りした資料のご説明をいたします。

先日、資料送付後、3か所、追加や修正がございましたので、正誤表で訂正しておりますのでよろしくお願いいたします。

資料5の1ページ目をお開きください。

赤字で記載している箇所が数か所ございます。これらは、前回会議の際、平成24年度の実績値を記載していたものを、H25年度の実績値に置き換えております。そのほか、31年度の目標値を矢印で記載していたもので数値目標を設定したもの、また、若干、文章表現を修正した箇所については、赤字で記載しております。なお、背景にクリーム色で色をつけている欄は、指標を新たに設定したり、より適切な内容とするため記載内容の見直しを行ったものです。

なお、資料6の1ページ、①障害のある子どもと家庭への支援の事業・取組としまして、担当の障害福祉課と協議を進める中で、今後、市として力を入れていくということで、「放課後等デイサービス」「児童発達支援」を加えるとともに、本日正誤表の中段に記載してありますが、「保育所等訪問支援」を加えることとしております。指標については、3事業とも「利用児童数」とし、増加させていくことを目標として設定しております。

なお、次の2ページ目の④相談体制の充実については、指標の設定をしておりませんでした、「子どもに関する相談件数」「DVに関する相談件数」を指標とすることとしております。

次に施策の体系、様式についてご説明いたします。

今後、この計画については、パブリックコメントを実施するとともに、今まで議論していただいた内容に基づき「すくすく大分っ子プラン」の冊子本として印刷することとなります。

本日お手元に、施策の体系と資料5の1ページ目であり、基本施策①の「健診・相談・指導体制の充実」に関する箇所をサンプルとしておいております。

まず、施策の体系をご覧ください。

すくすく大分っ子プランの概要については、今まで子ども・子育て支援法に基づく「待機児童の解消」や、妊婦健診をはじめとする地域子ども・子育て支援事業が、計画全体の中で、どこに位置付けられるかを記載しておりましたが、今後、印刷する際には、全体をより見やすくするために、本日お手元にお配りしております「施策の体系」のように、4つの分野と9つの目標、目標ごとの基本施策をピックアップして記載いたしたいと考えております。

次に、各事業についてですが、サンプルとしてお配りしておりますようなレイアウトを検討しております。なお内容については、今まで議論をしていただいたものをもとに作成いたしますが、校正をする中で、文言の修正等の若干の変更が生じる場合がございますが、ご了承をお願いいたします。

(委員)

児童育成クラブにおいて今後小学校6年生までを受け入れて行うとなると保育が欠落したものになると思われる教育だけになってしまいます。大分市自体が法律に基づいた新しい組織を作らないと無理だと思います。例えば育成クラブにおいて運営委員長が校長に相談しても「その部屋は倉庫になっているから使えません。」と言われます。育成クラブと学校の倉庫というのは別という感覚が学校側にはあります。だから、幼稚園とか保育園にしても管轄する部署が異なると若干の意識の差が感じられます。なので、前々から放課後の児童の教育という観点から育成クラブは教育委員会が行うべきだと申ししてきましたが、今後新制度になった時に学校側と協力できるのか、また公立幼稚園の園児がどんどん減っている状態でもありますので、子ども支援部や子ども部などのような新しい組織を作って教育長や福祉保健部長よりも強い権限で他課をまとめてもらわなければ今後上手くいかないのではないかと思います。

(会長)

事務局から何か意見はございませんか。

(事務局)

議会からも、そして児童育成クラブの観点からも、私どもは新制度に向けて教育委員会、福祉保健部ともに同じ方向を向いて大分市の子育て支援をどうしていくべきか協議を重ねております。委員さんからご指摘がありました。すぐに改善できるものではございませんけれども、学校側から余裕教室をいただいて育成クラブ室

を設置するというのも今年度に入ってから数箇所行っております。教育委員会と福祉保健部が協力し合い、どのように大分市の子ども達を育てていくか、さらなる検討を深めてまいりたいと思います。

(委員)

認定こども園には4種類あるということで、例えば市立幼稚園を幼稚園型にした場合に結果的には施設型給付になるのではないかと、そして施設型給付になった場合に1号認定になる訳ですから所得に応じた保育料になりますよね。所得に応じた保育料になるということは、市立幼稚園として設定していた保育料とは相当額の差、つまり保育料の増額が大きいのではないかと認識しています。その場合に市立幼稚園が認定こども園の幼稚園型にきちんとなれるのか、保育料は保護者にとってとても問題です。そのような問題も含めて私立幼稚園とのバランスや保護者のワークライフバランスなどを勘案しながら大分市立幼稚園の方向性を検討していく必要があると思います。

(事務局)

市立幼稚園は平成27年度に全園とも新制度に移行する予定であります。利用者負担が応能負担となる、いわゆる市民税の所得割等によって保育料が決定する制度へと移行する予定であります。全国の中核市43市のうち31市に公立の幼稚園がございます。新制度に移行せず公立幼稚園を廃止する1市のみを除いた30市は全て新制度に移行し利用者負担が応能負担になるという調査も行っており、また国においても設置母体が

市町村である公立幼稚園が新制度に移行しないことは想定できないとしておりますので、全国的な中核市の流れに乗って大分市の新制度に取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

私立幼稚園において新制度になった場合、現在の保育料で入った保護者は来年度から保育料が高くなってしまいます。新しい制度の中で幼稚園も戸惑いながら、国の方では公定価格が出ていますが、市では出ていない状況です。なので10月1日から入園の受付を行う予定ですが、現段階では保護者からの質問にもなかなか答えづらい状況です。そのような中で待機児童の解消に向けて、やはり幼稚園がお互いに手を挙げながら取り組んできたことは理解していただきたいと思います。

それと、もう一点ですが、第3回の会議が10月にあり、来年4月から新制度がスタートするようになっており、今回の新計画が見直しも含め5年間のスパンであります。今後の子ども・子育て会議がどのように進んでいくのか見通しの資料をいただきたいと思います。

(委員)

先ほどの公定価格についてですが、利用者はやはり利用料金を最も気にしていると思います。国の方針でいわゆる「上乗せ徴収」といい、保護者に説明を行って同意を得るということではありますけれど、質の向上を理由に上限無く利用料金を取ることができると解釈できますので、上限の設定も考えていかないといけないと思います。

もう一点ですが、資料⑥、男性の育児参加促進ということで、父親の育児参加における講座の開催数ですが25年度の実績が0回となっております。ワークライフバランスを言葉だけではなく真剣に取り組んでいかなければいけないと思いますので、民間企業に対しましても市から強力な取組要請をしていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

その他にございませんか。

(委員)

保育士不足に関してですが、国の会議においても保育士の免許を持っている重要性というものもあるのですが、現実として免許は無いのだけれど現場で長年支援をして働いている人達に対して研修等を受けてもらって保育士と同等な資格を与えるという話が出ております。大分市としてもそのようなところも含めて市独自の取組として例えば10年以上勤務して市が主催する研修等に合格した場合に引き続き現場で働くことができるというようなことは考えておられるのでしょうか。

もう一点は、海外での生活が長いことから海外の保育士の免許を持っている日本人の方達についても考えていただければと思います。

(会長)

それについていかがでしょうか。

(委員)

もう一点あります。定員いっぱい施設に入っている子ども達について教育や保育がきちんと行われているかどうかのチェック機能というのはあるのでしょうか。

(会長)

考えてみれば、この大分っ子プランの事業計画の中にチェック機能というのは入れるべきだと思いますがどこに入っておりますでしょうか。

(事務局)

資料⑤の5ページに事業として「教育・保育等の指導監査」があります。この事業の中で質等の確認を行っております。

(会 長)

最初の2つに関してはいかがでしょうか。

(事務局)

いわゆる準保育士に関しましては国の方で一定の研修を受けた方に保育所現場で働いていけるような制度を作っていきたいと検討しているところと聞いております。もう一点の海外での件に関しましては私どもも情報を持っていないので国等に見解を求めるなかで回答をさせていただきたいと思います。

(会 長)

看護師に関しましては海外から戻ってきても日本の国家試験を受けて合格すれば大丈夫なんですけどどうなのでしょうか。

さて、すくすく大分っ子プランの内容について今まで議論してきましたが、印刷様式に関しては工夫はしてあるんではないかと感じます。今までの会議の中で様々な図表ができておりますので、それらを利用しわかりやすい様式にさせていただきたいと思います。

それでは、マイクをお返ししたいと思います。

(事務局)

今後の日程等についてお知らせいたします。

その前に今回十分に回答できなかったものにございましたので、次回の会議録に回答を反映させてご報告をさせていただきたいと思います。

今回までのご意見をもとに策定した計画については、8月11日(月)から8月29日(金)までの約3週間、パブリックコメントを実施する予定にしております。そこでいただいたご意見に対し、プランに反映させるかどうかも含め、市としての考え方を整理した上で、次回の子ども・子育て会議においてご報告する予定でございます。

なお、今年度第3回となります次回の子ども・子育て会議につきましては、10月9日(木)13時30分から、大分市役所第2庁舎6階大研修室で開催したいと考えております。なお、詳細につきましては、改めて書面にて、ご案内いたします。

以上でございます。

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でございました。村嶋会長におかれましては、円滑な議事進行を行っていただき大変ありがとうございました。また委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。

終了(午後3時40分)